

仕 様 書

1 委託件名

平成 29 年度ミーティング&インセンティブ販促ブックレット制作委託

2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、激化するビジネスイベント*誘致競争を勝ち抜くため、企業ミーティング・インセンティブ開催地としての東京のブランドイメージをより強く海外のミーティングプランナー等に訴求するとともに、東京の魅力を伝えるプロダクトの情報発信を目的とした販促ブックレットを制作する。

*ビジネスイベントとは、法人需要全般のことをいい、具体的なセグメントとしては、ビジネストラベル、企業会議、企業インセンティブ、国際会議、展示会/イベントが含まれる。本委託業務では、企業会議と企業インセンティブが主な対象となる。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 29 年 9 月 30 日まで

4 履行場所

財団の指定する場所

5 委託内容

(1) デザインレイアウト企画・制作

ア 規格

- (ア) 制作部数 冊子形式 600 部 データ入り USB 900 個
- (イ) 冊子サイズ A4 タテ、その他サイズの提案も可
- (ウ) 総ページ数 表紙含む最大 24 ページまで
- (エ) 色 4 色カラー印刷
- (オ) 用紙 写真を美しく見せるのに適したもの
- (カ) 製本 適切な方法で製本したもの
- (キ) 言語 英語（グローバルに広く使われる英語を基準とし、アメリカ英語を優先する）

イ コンテンツ

- (ア) カテゴリー別プロダクト・コンテンツ紹介
 - ・ カテゴリー毎にプロダクト紹介 1～2 ページ程度。
 - ・ 想定カテゴリーは、以下の 5 つとする。

- ① CSR
- ② 食、文化

③ チームビルディング、スポーツ

④ 企業訪問、視察、セミナー

⑤ 東京の産業、技術

・今回のブックレットのテーマ「Tokyo Learning Experience」（東京で学ぶ）をもとに、ブックレットの表紙デザイン、題名、レイアウトの提案をすること。

・扉ページは写真を大きく用いたデザインとし、リード文（英文 150 ワード程度）を掲載する。

・プロダクト紹介ページでは、個々のプロダクト毎に以下の情報を掲載する。

① 写真（1 枚）

② プロダクト名称

③ 説明（英文 50 ワード程度）

・各プロダクトは、少なくとも 15～20 名以上で体験できること。

・掲載プロダクトについて、アクティビティリスト（アクティビティ内容、場所、人数規模等）をまとめてエクセルにて提出すること。

・各カテゴリあたりの掲載プロダクトについて、少なくとも 3 件の提案を入れること。

・各カテゴリのリード文、掲載プロダクトの名称、説明文については、元となる日本語もしくは英語のテキストを財団より別途提供し、受託者が翻訳もしくはリライト及びコピーライティングを行うものとする。それ以外の掲載プロダクト情報については財団が別途英文テキストを提供する。

・財団が指定する東京ビジネスイベント先進エリア（六本木、大丸有、臨海副都心、日本橋、品川）と多摩ビジネスイベント重点支援エリア（八王子）について、上記 5 つのカテゴリのいずれかに関わるコンテンツを各エリアから最低 1 つずつ提案すること。

・見せ方、記載内容については過去に財団が作成した制作物と差別化したものを提案すること。

※例：平成 28 年度作成ブックレット

<http://businesseventstokyo.org/corporate-meetings-incentive-travel-booklet/>

・外国人モデルを使用した写真を新規で撮影し、実際の体験イメージが伝わるようにする。

(イ) その他コンテンツ

以下のコンテンツを掲載すること。

なお、地図等の作成費用も本事業に含めること。

・イントロダクション・目次（英文 150～200 ワード程度）

財団の保有するキャッチコピー「TOKYO Exceptional Quality. Expanding Possibility.」及びリード文を配置する。キャッチコピーについては別紙 1「ビジネスイベントプロモーション広告コンセプト」を参考のこと。

・基本情報（地理・アクセス情報、季節・気候情報等 英文 800 ワード程度）

・地図（世界地図と東京全体図。イラストレベルのものを受託者で作成）

・それ以外のコンテンツについては全て受託者からの提案とする。

(ウ) ロゴ等の掲載

表紙、奥付等に以下のロゴ等を掲載すること。

なお、ロゴデータは財団より別途提供する。

- ・財団（制作主体）のロゴ2種（BUSINESS EVENTS TOKYO/TCVB）
- ・財団の URL（www.businesseventstokyo.org）
- ・東京都のロゴ（Tokyo Metropolitan Government）
- ・TokyoTokyo ロゴ

(エ) その他提案

上記（ア）～（ウ）の他、受託者からの提案コンテンツがあれば、その提案を妨げない。

なお、最終的な掲載コンテンツ及びページ割りは財団と協議の上で決定する。

ウ デザイン

(ア) 本文は、イメージを訴求するために「写真主体＋コピーやリード文」の構成とすること

(イ) アジア近隣諸都市及び国内他都市との差別化を意識したデザインとすること。

(ウ) 諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

(2) ブックレット制作に使用する写真及びイラスト等の素材について

本ブックレットに使用する写真及びイラスト等の素材は、別途記載のない限り、原則として受託者が手配すること。素材の手配（新規撮影をおこなう場合、それににかかる経費を含む）に必要な経費は全て本業務委託費用に含まれる。財団所有の写真及びイラスト等の提供は想定していない。

(3) 校正

ア 原稿の校正を綿密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

イ 文字校正 2 回、色校正 1 回以上の費用を見積書に含むこと。

6 成果物の納品等

(1) 成果物

ア 冊子 600 部

イ 名入れ USB 900 個（印刷用 PDF データ及びその他財団出版物の PDF データ 2～3 点収納）

ウ ウェブサイト掲載用 Flickr データ及びテキスト、写真等の素材

エ 印刷用 PDF データ

オ 制作に伴い受託者が新規に撮影した写真がある場合はその写真データ。ブック

レット掲載以外に撮影した写真を含む。A3サイズの印刷に使用できる程度の解像度で納品のこと。

(2) 納期

平成 29 年 9 月 30 日まで

(3) 納入場所

財団が別途指定する場所

7 使用条件等

(1) 使用期間

6 (1) ア、イ、エについては原則 2 年間とする。

ウ、オについては期間を問わず、財団及び財団の承認を得た者の名において行う広報活動等に使用できるものとする。

(2) 配布地域

欧米（主にアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ）およびアジア諸国（主にシンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、インドネシア、中国、台湾、韓国）、日本国内

(3) 配布対象者

主に以下を対象とするが、財団の決定に準ずる。

ア 海外・国内企業のミーティング・インセンティブ主催者

イ 海外ミーティングプランナー

ウ 日本国内 DMC

エ 海外 MICE メディア

8 支払方法

受託者への契約代金の支払いについては、成果品納入後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 作成物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて財団に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は、本作品の製作に関与した者について著作権を主張

させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。

また、財団又は財団の承認を得た者が、本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合や、財団の紹介する冊子やWEBページにおいても事前に受託者に通告なく利用できるものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)及び(4)の規定は、9により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

12 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

14 その他

- (1) 成果物については、財団又は財団の承認を得た者の名において行う広報活動等に、その媒体・事業を問わず利用できるものとする。この場合、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (2) 受託者は業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は財団と綿密な連携を取ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議を行うこと。

連絡先	公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 北村 電話： 03-5579-2684 FAX： 03-5579-2685
-----	--